

【会議録（速報版）】校正前原稿のため、正式な会議録ではありません。

吹田市議会会議録 6 号

令和 8 年（2026年） 3 月24日（火）（第 6 日）

吹田市議会会議録 6 号

令和 8 年 2 月定例会

○ 議 事 日 程

令和 8 年 3 月 24 日 午前 10 時開議

- 1 議案第 1 号 吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 2 議案第 4 号 吹田市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第 5 号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 4 議案第 8 号 吹田市水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 議案第 9 号 吹田市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 議案第 12 号 高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約の一部変更について
- 7 議案第 17 号 地方独立行政法人市立吹田市民病院第 4 期中期計画の認可について
- 8 議案第 18 号 市道路線の認定について
- 9 { 議案第 31 号 令和 7 年度吹田市一般会計補正予算（第 9 号）
議案第 32 号 令和 7 年度吹田市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 33 号 令和 7 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 34 号 令和 7 年度吹田市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 35 号 令和 7 年度吹田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
議案第 36 号 令和 7 年度吹田市公共用地先行取得特別会計補正予算（第 2 号）
議案第 37 号 令和 7 年度吹田市水道事業会計補正予算（第 2 号）
議案第 38 号 令和 7 年度吹田市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 10 議案第 19 号 令和 8 年度吹田市一般会計予算
- 11 議案第 20 号 令和 8 年度吹田市国民健康保険特別会計予算
- 12 { 議案第 21 号 令和 8 年度吹田市部落有財産特別会計予算
議案第 22 号 令和 8 年度吹田市勤労者福祉共済特別会計予算
議案第 23 号 令和 8 年度吹田市介護保険特別会計予算
議案第 24 号 令和 8 年度吹田市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 25 号 令和 8 年度吹田市公共用地先行取得特別会計予算
議案第 26 号 令和 8 年度吹田市病院事業債管理特別会計予算
議案第 27 号 令和 8 年度吹田市母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算
議案第 28 号 令和 8 年度吹田市水道事業会計予算
議案第 29 号 令和 8 年度吹田市下水道事業会計予算
- 13 議案第 40 号 吹田市藤白台市民ホールの指定管理者の指定について
- 14 { 議案第 11 号 （仮称）南千里駅前公共公益施設整備事業契約の一部変更について
議案第 13 号 佐井寺西土地区画整理事業に係る雨水調整池等築造工事（その 1）請負契約の一部変更について
議案第 14 号 吹田市立小・中学校特別教室等空調設備整備事業契約の一部変更について
議案第 15 号 吹田市立小・中学校屋内運動場空調設備整備事業契約の一部変更について

- 議案第16号 包括外部監査契約の締結について
- 15 議案第41号 吹田市副市長の選任について
 - 16 議案第42号 吹田市教育委員会委員の選任について
 - 17 議案第43号 吹田市固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 18 市会議案第1号 人権擁護委員の推薦に関する意見について
 - 19 市会議案第2号 非核三原則の堅持を求める意見書
 - 20 市会議案第3号 高額療養費制度の自己負担限度額を引き上げないよう求める意見書
 - 21 市会議案第4号 アメリカ、イスラエル及びイランにおける武力行使の即時停止と平和的解決を求める決議
-

○ 付 議 事 件

議事日程のとおり

○ 出席議員 33名

1番	益田洋平	2番	梶川文代
3番	五十川有香	4番	西岡友和
5番	久保直子	8番	後藤恭平
9番	中西勇太	10番	玉井美樹子
11番	山根建人	12番	村口久美子
13番	後藤久美子	14番	川田尚
15番	江口礼四郎	17番	浜川剛
18番	井上真佐美	19番	野田泰弘
20番	竹村博之	21番	塩見みゆき
22番	柿原真生	23番	清水亮佑
24番	今西洋治	25番	林恭広
26番	澤田直己	27番	白石透
28番	有澤由真	29番	矢野伸一郎
30番	小北一美	31番	橋本潤
32番	乾詮	33番	高村将敏
34番	井口直美	35番	泉井智弘
36番	藤木栄亮		

○ 欠席議員 0名

○ 出席説明員

市	長	後藤圭二	副	市	長	春藤尚久													
副	市	長	辰谷義明	危	機	管	理	監	岡田貴樹										
総	務	部	長	山下栄治	行	政	経	営	部	長	今峰みちの								
税	務	部	長	中村大介	市	民	部	長	大山達也										
都	市	魅	力	部	長	脇寺一郎	児	童	部	長	道場久明								
福	祉	部	長	梅森徳晃	健	康	医	療	部	長	岡松道哉								
保	健	所	長	松林恵介	環	境	部	長	道澤宏行										
都	市	計	画	部	長	清水康司	土	木	部	長	真壁賢治								
下	水	道	部	長	愛甲栄作	会	計	管	理	者	伊藤さおり								
消	防	長	山田武史	水	道	事	業	管	理	者	職務代理者								
理	事	(子	育	て	支	援	セ	ン	タ	ー	担	当)							
理	事	(地	域	整	備	担	当)	梶	崎	浩	明	教	育	長	大江慶博				
学	校	教	育	部	長	井田一雄	教	育	監	植田	聡								
地	域	教	育	部	長	二宮清之	理	事	(公	共	施	設	整	備	担	当)	伊	藤	登

○ 出席事務局職員

局	長	岡本太郎	参	事	守	田	祐	介
参	事	東貴一	主	幹	森	岡	伸	夫
主	幹	辻本征志	主	査	吉	原	大	喜
主	任	西村雄貴	書	記	古	河		輝

○
(午前10時 開議)

○矢野伸一郎議長 ただいまから2月定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告をいたします。

ただいまの出席議員は33名でありまして、病気その他の理由による欠席届出者はありません。

本日の議事日程はお手元に配付いたしてありますので、それにより御承知願います。

これより議事に入ります。

○矢野伸一郎議長 日程1 議案第1号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っていただきましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。1番 益田議員。

(1番益田議員登壇)

○1番 益田洋平議員 議案第1号の審査結果等について報告をいたします。

本案は児童福祉法の一部改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めようとするものであります。

委員からは

- 1 公共施設を活用したゼロ歳児を含む通園支援体制の早期整備
- 2 現場負担が増える中での保育の質の確保
- 3 保育従事者の資格要件を市独自で定める必要性
- 4 実施施設における運営負担と採算性の確保
- 5 担当保育士の固定による信頼関係の構築
- 6 一時預かり事業との混同を避けるための周知方法

などについて質問がありました。

本案に対する反対意見が1件、賛成意見が2件あり、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第1号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

21番 塩見議員。

(21番塩見議員登壇)

○21番 塩見みゆき議員 議案第1号 吹田市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、日本共産党を代表して反対の立場で意見を述べます。

本議案は、いわゆるこども誰でも通園制度を2026年4月から実施するに当たり、国の基準を基に、市の基準を定めようとするものです。

国は、この制度について、全ての子供の育ちを応援し、子供の良質な成長環境を整備するとしており、その理念は否定するものではありません。

しかし、国が示している内容も、吹田市が定めようとする条例案も、到底その理念を実現できるものではないと考えます。

以下、反対の理由を申し上げます。

その一つは、保育の質の確保の問題です。

認可保育所の職員配置基準では、0歳児では3人に一人以上、1歳・2歳児では6人に一人以上の保育士配置になっています。一方、こども誰でも通園制度では、支援従事者のうち半分は資格を持たなくてもよいとし、専用の場所でなく、通常の保育と共有できるとしています。

国の統計によれば、2004年から2022年の間に全国の保育施設等での事故で亡くなった子供は、228人に上ります。そのうち、0歳と1歳が全体の8割であり、預け始めの時期など、預ける側も預かる側も慣れていない段階でのリスクが高くなっています。リスクを回避し、保育の質の確保を行うためには、市が独自で配置基準を定めるべきですが、全く不十分な国基準のままで、子供の命と安全を守る上で大きな懸念があります。

また、事業者への巡回を行うとのことですが、専任ではなく兼任のため、実際に事業が行われているタイミングで巡回ができるかは不確実です。

二つ目は、国の制度及び市の条例案に示されている内容では、保育と言えないことです。

国の制度や条例案による月10時間までの短い預かり時間では、保育者と乳児の関わりがあまりに薄く、通常の保育で行われている安定的、継続的な関わりはできません。

本来、子供は集団の中で、子供同士や大人との関わりによって社会性を学び、育ち合います。保育士は子供の特性や特徴を踏まえ、専門性を発揮し、成長過程に応じた発達を保障する、それが保育であると考えます。

市は、こども誰でも通園制度を市立保育園、こども園、のびのびプラザで行わない理由として、一時預かり保育や緊急一時保育を担うためと説明しています。そうであるならば、こども誰でも通園制度ではなく、補助制度等を充実させ、一時預かり保育を全ての保育園等でできるよう、力を入れるべきです。

三つ目は、事業者と利用者の直接契約で成り立つこども誰でも通園制度は、市町村の公的責任が曖昧なことです。

国はスマホで予約し、0歳から近くの保育園に預けられるとしていますが、吹田市は実施施設のほとんどが私立幼稚園であるため、2歳児と1歳児の利用となっています。利用者は、国が提供する総合支援システムを使って、施設の空き状況を調べ、情報を入力し予約します。事前面接の後、実際に受け入れるかどうかは施設側が判断し、仮に受入れができないと判断した場合、その理由について市は精査をすることができません。市がどこまで介入できるのか明らかでなく、実施の検証を行うこともできません。

また、利用料についても事業者の裁量に任されており、国基準では1時間300円と目安が示されていますが、同じ制度の枠組みで、施設によって差が生じることは問題です。

最後に、市は本事業の様々な課題について懸念し、消極的な姿勢を示しながらも、国に意見を上げることせず、独自で検討会等を設置して、事業実施の具体的な内容を議論することもしませんでした。

児童福祉法第24条第1項では、市町村の保育実施責任を記しています。しかし、国基準どおりの内容を定めるだけの条例案では、子供の命と安全、発達

保障の権利を守るという市の責任を果たすことができません。そもそも、本市のように待機児童が常に発生する市町村に不向きな事業です。

吹田市には、自治体の立場で実情を伝え、制度改善や抜本的な保育の質の向上のために、保育士の配置基準の向上などを国に要望することを求めます。

以上、本条例案の反対意見といたします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、議案第1号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程2 議案第4号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 議案第4号の審査結果等について報告いたします。

本案は子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準等を定めようとするものであります。

本案に対する質問はなく、反対意見が1件あり、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第4号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第4号を採

決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

○

○矢野伸一郎議長 次に、日程3 議案第5号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 議案第5号の審査結果等について報告いたします。

本案は国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額を徴収するとともに、保険料軽減対象を拡大しようとするものであります。

委員からは

- 1 本条例改正に伴う1世帯当たりの保険料への影響額
- 2 子ども・子育て世代の保険料負担が増すことへの懸念
- 3 市独自の負担軽減策の検討
- 4 保険料の改定理由を被保険者へ丁寧に説明する必要性

などについて質問がありました。

本案に対する反対意見が2件あり、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第5号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 議案第5号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、会派を代表して意見を述べます。

本条例案は、国民健康保険に関する軽減判定所得基準の変更及び子ども・子育て支援納付金の創設に伴い、吹田市国民健康保険料条例の一部を改正するものです。

軽減判定所得基準の変更については、保険料軽減を受ける対象世帯が広がることになり、高過ぎる国民健康保険料を抑えるための当然の措置であり、同意するものです。

一方、子ども・子育て支援納付金の創設は、2026年度からの子ども・子育て支援法改定に基づき、児童手当の拡充や育児休業給付の引上げ、こども誰でも通園制度の財源の一部とするために、医療保険料に上乗せして徴収するものです。

政府は、納付金の総額を2028年度に約1.3兆円と見込み、2026年度はその6割、2027年度には8割程度へと段階的に増やす方針です。

さらに、均等割については、18歳以上の加入者が18歳未満の均等割分を負担する仕組みとなっています。子育て世帯への支援は重要ですが、本来、公費で行われるべき子育て支援の財源を医療保険料に賦課することはそもそも筋違いです。

2024年の子ども・子育て支援法改定案の審議において、政府は社会保障削減以外の歳出改革によって得られた財源は全て軍事費に充てる方針を示しています。軍事費の増大を優先しながら社会保障を削減するか、保険料を引き上げるかという選択を市民に押しつけ、現役世代と高齢者、子供のいる世帯とそれ以外の世帯の対立と分断をあおるような手法は、到底容認できません。よって、本議案に反対をいたします。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 議案第5号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、市民と歩む議員の会を代表して反対の立場で意見を申し述べます。

近年、国民健康保険も後期高齢者医療も保険料が値上げ続きとなっており、いずれともに生活を圧迫しているとの悲痛な叫びにも似たお声が届いており、受診控えをしている方もおられると聞き及んでおりますが、国民の健康維持はおろか、命を守るというその責務を果たそうとしているのではなく、単なる財源確保のために保険料が値上げされていると言っても過言ではありません。

国が進める全世代型社会保障改革として、出産一時金の支給額が2023年4月に42万円から50万円に引き上げられたことに伴い、後期高齢者医療の保険料から一部抛出したことや、大阪府統一保険料となつてから保険料が増えてしまった、そして今般、国民健康保険料も子ども・子育て支援金の負担を強いられ、またしても保険料が増えてしまうことについて、いまだ御存じない人が多いのですが、市が決めたことではない、国が、大阪府が決めたことで値上げされてきた保険料であります。

しかしながら、さきの衆議院選挙では、保険料の値上げを決め、先導してきた政党が社会保険料の値下げを公約として声高らかに掲げておられたことに非常に違和感を覚えました。ならば値上げする前の保険料にまで値下げして下さるよう、国と大阪府に強く申入れすることを強く求めておきます。

また、今般の改正については、子育て層には手厚いですが、単身者や高齢者などには手厳しい。ともすれば分断をあおるような条例改正であると言わざるを得ません。私たち議員も、本市も問合せを受けたり、説明をしなければならない立場であると考えますので、国民健康保険と併せ、後期高齢者医療や介護保険も含め、保険料の変動の理由や経緯についてなど、市民の皆様にしつかりと御説明を行えるよう、収入別の保険料一覧表や説明書きなどの作成をするべきと申し上げておきます。

また、国民健康保険料の支払いが困難だという御相談が後を絶たないのですが、大阪府内の保険料統一化に関する取決めによって、市が独自に保険料の減免ができないことになってしまっていますが、これぞ自治権侵害です。被保険者の生活実態や実情なども考慮してしつかり寄り添い、大阪府にするなど

言われても、本市の自治権を行使して減免を行うことを早急に取り組まれるよう強く求め、本案に対する意見とします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、議案第5号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程4 議案第8号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておりますので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 議案第8号の審査結果等について報告いたします。

本案は、非常災害時に給水装置工事を施工することができる事業者の範囲を拡大しようとするものであります。

委員からは

- 1 本案の提案に至った経緯
- 2 事業者範囲の拡大を要する具体的局面
- 3 事業者の範囲拡大に伴う使用資材の適合性確認の必要性
- 4 市外事業者に発注する場合の費用増大への対応
- 5 事業者の範囲拡大による運用面での課題
- 6 非常災害時における水道事業者間での応援体制などについて質問がありました。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第8号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第8号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第8号は原案どおり可決されました。



○**矢野伸一郎議長** 次に、日程5 議案第9号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○**4番 西岡友和議員** 議案第9号の審査結果等について報告をいたします。

本案は、吹一地区公民館の位置を変更するとともに、吹一地区公民館さんくす分館を廃止しようとするものであります。

委員からは、さんくす分館の廃止について

- 1 提案に至った経緯
- 2 提案時期を今定例会とした理由
- 3 近隣公民館の改修工事等に伴う利用者の受入れなど、周辺地域の状況も考慮し、廃止を再検討する必要性
- 4 跡地利用も含め、地域や利用者からの要望等を踏まえた市の対応

などについて質問がありました。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第9号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○**矢野伸一郎議長** 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたしま

す。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第9号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第9号は原案どおり可決されました。



○**矢野伸一郎議長** 次に、日程6 議案第12号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○**33番 高村将敏議員** 議案第12号の審査結果等について報告をいたします。

本案は、高浜橋耐震補強及び補修工事請負契約について、国より要請通知を受けた賃金等の急激な変動に伴う工事請負契約書第26条第6項（インフレライド条項）の適用及び塗装塗り替え範囲の一部において、橋桁に添架している通信管が支障となることから、施工方法を変更することなどにより、請負金額を変更しようとするものであります。

委員からは

- 1 工事発注前に支障となる通信管を把握できなかった理由
 - 2 インフレライド条項適用の要因
 - 3 本契約の一部変更による工期への影響
- などについて質問がありました。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第12号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○**矢野伸一郎議長** 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第12号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第12号は可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程7 議案第17号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、健康福祉常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。1番 益田議員。

（1番益田議員登壇）

○1番 益田洋平議員 議案第17号の審査結果等について報告いたします。

本案は、地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期計画を認可しようとするものであります。

3月2日に開催した委員会では、本案についてより充実した審査を行うため、参考人として地方独立行政法人市立吹田市民病院長ほか4名の出席を定めることを決定し、3月3日に開催した委員会において意見を聴取しました。

参考人から聴取した意見を踏まえ、委員からは

- 1 市民病院に対し、より具体的な目標の明記を求める必要性
- 2 目標の達成状況と市から市民病院への改善要請の在り方
- 3 合理的配慮の推進に向けた市と同病院の連携及び課題共有
- 4 旧市民病院跡地の売却に伴う資金収支への影響
- 5 同跡地売却の進め方に係る市の主体的な関与

などについて質問がありました。

本案に対する反対意見が1件、賛成意見が1件あり、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第17号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 議案第17号、吹田市民病院の第4期中期計画の認可について、市民と歩む議員の会を代表して反対の立場で意見を申し述べます。

A4サイズ、25ページの地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期計画を隅々まで読んでも、財政状況がよいのか悪いのかさえも全く分からない。おのおのの項目に関連指標として掲載されているのも、令和6年度の実績だけがほとんどで、これが多いのか少ないのかさえも分からない。

また、大項目の第2として、市民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する目標を達成すべき措置と題しておられる、その本文中に、市民と明記されているのはほとんどなかったですし、市民の皆様にとれぐらいのサービスを提供されたのか、提供しようと考えているのかなど全く分からない。

以上が、地方独立行政法人市立吹田市民病院第4期中期計画に対する率直な感想ですが、この5ページ中段に（3）病床機能や経営状況の見える化と題して、政策医療をはじめとした地域に必要とされる医療が求められる当院の役割や病床機能、法人の経営状況について市民の理解を深められるよう、適切な情報提供を行うと書かれておられましたが、この第4期中期計画では、さきに申し述べたように、市民の皆様のお理解を得ようとしているような努力の跡などは全く見受けられず、これでは市民の皆様にお理解を深めていただくことはできないと言わ

ざるを得ません。

なお、吹田市民病院の出納その他の事務の執行についての包括外部監査結果報告書を頂いておりますが、この報告書には随分とたくさんの御意見や指摘など、大変詳しく掲載されていて、包括外部監査人をお務めくださった先生や補助者の皆様には本当にお疲れさまでしたと申し上げたいですし、この場をお借りして心から感謝申し上げます、この場をお借りして心から感謝申し上げます、このせっかくの包括外部監査結果報告書の存在を、より多くの市民の皆様にお知らせして、吹田市民病院の現状や実態を知っていただけるよう取り組むべきと申し上げておきます。

なお、常任委員会において、参考人の皆様にも御協力いただきながら、るる議論や確認をさせていただきましたが、救急搬送の3割以上を拒否している現状は医師確保に課題があり、全国的な状況だということでしたが、改善に向けて市民病院として最大限御尽力していただきますよう求めておきます。

また、ほかにも市民の税金の運営負担金によって成り立っている上で、市民へのサービスの向上のために十分な対応ができているとは言い切れないことが多くあり、合理的配慮への認識も不足していると言わざるを得ませんでした。

障害者差別解消法で、合理的配慮の義務化を受け、設備やソフト面での対応は喫緊の課題です。加えて、手話言語等の推進を掲げる本市において、聴覚障がい者や介助が必要な患者への具体的な数値目標や運用改善などが計画に明記されていなかったことは、法の趣旨を十分に御理解されていないと言わざるを得ず、早急に是正、改善することを強く求め、以上、本案に対する意見とします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、議案第17号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第17号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程8 議案第18号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、建設環境常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。33番 高村議員。

（33番高村議員登壇）

○33番 高村将敏議員 議案第18号の審査結果等について報告いたします。

本案は、道路法の規定により、青葉丘南21号線ほか15路線を認定しようとするものであります。

委員からは

- 1 行き止まりの路線を認定する条件
 - 2 行き止まり路線の認定開始時期
- などについて質問がありました。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第18号を承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第18号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第18号は可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程9 議案第31号から議案第38号までを一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 議案第31号から議案第38号までの審査結果等について報告いたします。

議案第31号は、令和7年度一般会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ33億9,704万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,828億3,909万4,000円に、議案第32号は、令和7年度国民健康保険特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ4,883万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ329億1,256万円に、議案第33号は、令和7年度勤労者福祉共済特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ40万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,990万3,000円に、議案第34号は、令和7年度介護保険特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ1億8,980万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ345億4,263万円に、議案第35号は、令和7年度後期高齢者医療特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ5億5,387万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ79億7,020万4,000円に、議案第36号は、令和7年度公共用地先行取得特別会計補正予算案であり、歳入歳出それぞれ1億9,599万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億1,168万5,000円に、議案第37号は、令和7年度水道事業会計補正予算案であり、収益的収入を7,131万3,000円減額し、86億673万8,000円に、収益的支出を1億8,823万6,000円減額し、79億250万7,000円にするとともに、資本的収入を3,032万8,000円追加し、26億133万8,000円に、資本的支出を1億992万3,000円追加し、69億5,444万9,000円に、議案第38号は、令和7年度下水道事業会計補正予算案であり、収益的収入を511万6,000円減額し、100億7,494万3,000円に、収益的支出を1億9,554万1,000円減額し、95億3,212万4,000円にするとともに、資本的収入を14億5,770万1,000円減額し、36億3,520万5,000円に、資本的支出を13億2,394万1,000円減額し、62億6,088万9,000円にそれぞれしようとするものが主な内容であります。

各分科会での審査の後、本委員会において本案に対する質問、意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第31号から議案第38号までを原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第31号から議案第38号までを採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第31号から議案第38号までは原案どおり可決されました。

○

○矢野伸一郎議長 次に、日程10 議案第19号を議題といたします。

理事者から原案の一部修正について申出がありますので、ただいまから説明を受けることにいたします。春藤副市長。

（春藤副市長登壇）

○春藤尚久副市長 御上程いただきました議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算の原案の一部修正について御説明を申し上げます。

本件につきましては、予算常任委員会文教市民分科会での御意見、御指摘を踏まえ、消費生活センター及びパスポートセンターが共用で使用するさくす3番館506号室の賃借料等について、地方自治法の規定に基づき、目的に従った歳出に区分することが適切であると判断し、占用面積の割合に応じて案分するよう積算の見直しを行いますことから、関連する予算の修正をお願いするものでございます。

当該部屋の使用に伴う歳出予算につきまして、パスポートセンターと73対27の比率で案分することとし、これまでは消費生活センターで一括して193万2,000円を計上しておりましたところ、消費生活センターについては52万2,000円を減額し、パスポートセンターについては同額を追加するものでござい

ます。

また、併せて令和7年度分の当該支出につきまして、歳出科目の更正を行うことといたします。

それでは原案修正表につきまして御説明を申し上げます。

2ページ、3ページをお願いをいたします。

議案書9ページの欄、原案の第1表 歳入歳出予算の歳出の表のうち、第2款 総務費、第1項 総務管理費の行で、金額の列144億6,015万3,000円とありますものを144億5,963万1,000円に、第3項 戸籍住民登録費の行で、金額の列14億7,918万7,000円とありますものを14億7,970万9,000円にそれぞれ修正をお願いするものでございます。

次の議案書118ページ及び119ページの欄、歳入歳出予算事項別明細書以降につきましては、原案修正表のとおりでございます。

以上、よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

お諮りいたします。

理事者から説明のありました原案の一部修正について、これを許可することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第19号の原案の一部修正について、許可することに決しました。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 議案第19号の審査結果等について報告いたします。

本案は、令和8年度一般会計予算案であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,819億9,656万7,000円にしようとするものが主な内容であります。

各分科会での審査の後、本委員会において理事者から分科会での指摘等を踏まえ、消費生活センター及びパスポートセンターが共用で使用するさんくす3番館506号室の賃借料等について、占用面積の割合に応じて案分するよう積算を見直したいとの原案

の一部修正の申出があり、これに対する質疑を行った後、委員会は一部修正を許可しました。

その後、委員からは

- 1 JR吹田駅前の再々整備を進めるため、市が吹田市開発ビル株式会社に対し、役員の一部刷新を求める必要性
- 2 諸収入の雑入におけるさらなる歳入確保に向けた努力
- 3 狭隘を解消するため、多額の費用をかけてパスポートセンターの拡張等を行うことの妥当性
- 4 市の方向性等を確認する公共施設最適化推進委員会に市長が出席する必要性
- 5 子供の習い事費用助成事業の効果検証と、費用対効果を踏まえた事業の抜本的な見直し
- 6 学校徴収金管理団体への公費貸付金における債権回収の確実性の担保
- 7 具体性や財源の裏づけを持った計画的な行財政運営の推進
- 8 公園及び道路樹木等管理包括的民間委託業務（千里南公園エリア）を受注できなかった地元事業者への配慮

特定教育・保育施設等整備支援事業におけるJR吹田駅南立体駐車場跡地の活用について

- 1 商店街の建て替え整備を見据え、保育所誘致を再検討する必要性
 - 2 待機児童対策と商店街活性化の両立に向けた地元住民等への丁寧な説明と合意形成
- などについて質問がありました。

その後、委員1名から、パスポートセンターの拡充及び消費生活センターの移転に関する予算を削除する内容の一般会計予算の組替えを求める動議が、また他の委員1名から、JR吹田駅南立体駐車場跡地を活用した保育所誘致に関する予算を削除する内容の一般会計予算の組替えを求める動議がそれぞれ提出されました。

各動議に対する質疑は別段なく、本案及び各動議について一括して討論を行ったところ、本案に対する反対意見が1件、賛成意見が1件あり、続いて各動議についてそれぞれ採決しましたところ、賛成者少数でこれらを承認しないことに決定し、その後、

本案について採決しましたところ、賛成者多数で議案第19号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

22番 柿原議員。

（22番柿原議員登壇）

○22番 柿原真生議員 議案第19号、2026年度吹田市一般会計予算に対する意見を、会派を代表して述べます。日本共産党の柿原真生でございます。

まず、評価する点についてから述べます。

2026年度は、消防の女性職員7名が入職予定で、女性職員の比率は4.8%となり、全国目標とする5%に近づくことは評価できます。引き続き、女性活躍及びジェンダー平等の視点で研修や施設の整備改善に取り組み、全ての職員が健康で働きやすい環境整備に努めてください。

34連合自治会中、自主防災組織は32地区に拡大しました。一斉防災訓練をはじめ、各地区で実践的な訓練等が実施されています。研修や発表会は、組織間の交流と情報共有になっています。取組内容にはばらつきもあり、一層取組の充実を図るよう求めます。

本市職員の人材育成について。

これまで20歳代の離職者が多いことを指摘してきましたが、人材育成基本方針の改正年度に当たり、職員のモチベーション向上や家庭責任を有する職員が安心して働けるようにすることが必要です。今回、職員予備定数を40人から65人に拡大し、技術職も配置することは評価できます。

不登校児童対策について。

居場所サポーターを全校に配置することは評価できます。3年かけて全ての小・中学校に配置することですが、できるだけ早期の配置に努力してください。

国の小学校給食無償化がいよいよ始まります。国

の交付額を超える部分については、市の公費負担とすることについても評価するところです。重度のアレルギー児童や不登校児童など、非喫食者への対応は、当該金銭給付等を各学校設置者において事業化していただく方向で今後調整していくとの文科省の方針にのっとり、早期に対応してください。

新規事業であるAYA世代のがん患者への支援は待たれていた支援であり、評価できます。小児慢性疾患への同様の支援も同じ仕組みでの実施が考えられることから、今後の拡充に生かす事業となるようにしてください。

吹田市教育ビジョンに子供の自殺対策の強化とあり、今年度から教職員等へのゲートキーパー研修の実施を増やし、薬局等でも啓発に取り組みられています。2026年度はさらに市内の高校生向けに実施するとしており、子供の命を守るための連携は引き続き努力を求めます。子供のSOSを受け止める多様な居場所を整備し、庁内連携会議を中心に、子ども家庭センター等との連携を今後も強めてください。

高齢者等住まいの支援の相談が増えていることに対し、生活困窮者支援として、くらしサポートセンターの相談員の配置を増員することは評価できます。

上の川周辺整備事業は、1期区間として、上の川橋から蓮華寺橋までの延長300mの遊歩道整備が完了しました。新年度は、周辺生活道路の交通安全対策として、市道円山垂水3号線などが予定されています。引き続き、2期区間整備を進め、大学踏切の拡幅等による交通安全対策などを進めてください。

公園施設再整備計画に基づく老朽化施設の更新、バリアフリー整備、また公園便所整備について、公園便所基本計画に基づき整備が進められています。公園再整備については、住民参加の取組を通じて、事業を実施することが大切です。公園トイレ整備とともに、引き続き計画に基づき取組を進めてください。

バス停ベンチ、上屋の設置については、高齢者、障がい者、親子連れなどのいわゆる交通弱者が安心して利用できる設備の改善と利用者増に資する施策です。引き続き、民間バス事業者と連携して促進することを求めます。

住宅政策事業におけるマンション管理適正化専門
家派遣の実施について。

従来の申請型に加え、管理不全の兆候が見られる
マンションに対し、専門家を派遣するアウトリーチ
型の支援を行おうとするもので、全国的に先進的な
取組であり、評価できます。問題解決には継続的な
取組が求められ、事業効果を検証し、拡充するこ
とを求めます。

次に、改善を要すると思われる点について述べま
す。

救急隊の出動は年間2万3,000件台で推移し、10
年前の出動件数の1.3倍程度となっていますが、現
場到着時間を維持できており、救急隊の増隊やDR
Cが整備されたことによる効果が見られます。

一方、高齢化の進展、地域によって到着時間に
かなり差が生じているという課題に対応することが必
要です。また、救急患者の市民病院での受入れ率は
70.4%となっているため、さらなる連携を求め
ます。

会計年度任用職員について、骨太の方針2025及び
地方創生2.0基本構想では、会計年度任用職員の常
勤化や処遇改善に言及し、会計年度任用職員制度の
運用に係る事務処理マニュアルでは、再任用の回数
上限に関する国の取扱いの記述は削除され、地域の
実情に応じて適切に対処されたいとの総務省通知が
発出されています。

資格や専門性、その蓄積が求められる業務につ
いては、短時間正規職員制度の導入や、号給上限の撤
廃等を検討してください。

第5次総合計画の策定に当たって、2026年度は第
4次計画の検証や課題抽出をコンサル事業者が行
うとのことですが、事業者任せではなく、市が責任
を持って進めるようにしてください。

公共施設のトイレへの生理用品の設置の進捗が
見られません。生理の貧困解決のために、特に小・中
学校には保健室だけではなく、各トイレに設置する
よう、教育委員会と男女共同参画センターが協力し
て進める必要があります。

新年度も当初から小学校23人、中学校8人の教職
員が欠員状態となる見込みであることが明らかにな
りました。新年度からは新たに中学校1年生が35人

学級に移行します。今年度の時点でも小・中学校合
わせて171学級が定数を超えており、定数どおりの
学級運営には程遠い状況となっています。

大阪府教育委員会において、教職員確保に一定の
責任はあるものの、吹田市教育委員会としても、深
刻な状況を解決するため、教職員確保に特別な対策
を行うなど、責任を持って取り組むべきです。

吹田市民病院への運営負担金が実態に合わせて見
直されますが、運営状況や福祉・保健部門との連携
を含め、公立病院の果たすべき役割について求めて
いくようにしてください。

子供の療育について。

5歳発達Webアンケートについて、保護者から
回答がなかった理由等の検証が行われます。必要な
相談につながっているのかの検証も必要です。アン
ケートの内容は保護者が答えにくいものとなっている
ので、改善が必要と考えます。アンケートだけで
判断をすることなく、対面での健診を併用するなど
の検討を求めます。

発達支援保育について。

2026年度から保育所での新規の受入れをやめると
しています。せめて、すこやか健診を受けている子
供やバンビ親子教室の利用者などについては、柔軟
な対応が必要です。市は、保育園等現場の申出に応
じて巡回相談を行うので、そちらを充実すると言
いますが、十分な巡回体制が確保されているわけでは
なく、充実と言えるのか疑問です。この間、発達検
査の方式の変更など急速に進めていますが、変更の
際には、利用者や現場の意見をよく聞くようにし
てください。

この間、児童センター、児童館の受入れ年齢の
拡大や不登校の子供の受入れが行われていますが、
職員の勤務体制の変更のみで、事業拡大に見合う人
の配置を行うことが必要です。現場は全て会計年度
任用職員となっており、各館の組織統括や関係機関
との連携を強化していくことができるよう、正規職
員の配置について求めます。

また、指定管理者が保育所等で働く保育士同様の
処遇改善が受けられる仕組み、保育士サポート給付
金の対象とすることを検討してください。

子供への虐待防止や健全な育成を図るためとして、児童育成支援拠点事業が始まります。養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童に対して居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行い、児童及び家庭の状況に応じて関係機関へのつなぎ、児童の状況に応じた支援を包括的に行うものです。場合によっては通所だけで対応できないことも発生する可能性があります。柔軟な対応ができるよう、民間が担うことには一定理解をしますが、事業の目的を達成できるよう、公的責任をしっかりと果たすことが必要と考えます。

手話通訳者育成について。

2025年度新設されたステップアップ講座は、定員20名に対し、多数の応募がありました。次年度に繰り越した方や、2025年度に会話コースを修了した方など、相当数の応募が見込まれます。新年度も同じコースの数では対応できないと思われます。手話通訳を目指す人への育成にもつながることから、年度途中にでもコース数を増やす対応を求めます。

公園及び道路樹木等管理包括的民間委託事業について。

本事業の理由として、従来は職員が担っている年間200件以上の多数に上る発注による業務量や現場職員の技術継承などの課題があり、主に職員の業務改善と民間技術の活用と説明されました。モデル事業とはいえ、市民からの要望や苦情に対応するために、事業者任せにしないことや、現場の技術継承のために必要な人材を適正に採用し、育成することを求めます。

次に、問題と考えている点について述べます。

まず、物価高騰対策について。

イスラエルとアメリカによる軍事侵攻により、イランがホルムズ海峡を封鎖し、原油価格が高騰しています。ガソリンだけでなく、今後は石油由来の製品の高騰も予想され、物価高騰が収まる兆しは全くありません。

吹田市は2025年度補正予算では、他市で行っているような全市民対象の事業を実施しませんでした。今、全ての国民が物価高騰の影響を受けていますが、

最もしわ寄せが行くのは、もともと生活に困窮していたり、社会的に立場の弱い人々です。市はこの間、低所得者が対象となる障がい者福祉年金や高校等奨学金を次々廃止し、市独自の経済支援をやめてきました。せめて、これらの市民に対しては、国の交付金がなくとも、公平性の観点から、新年度予算に計上すべきでしたが、一切なかったことに、吹田市の冷たい姿勢が表れており、極めて残念です。

市民課の業務委託が12月から始まっていますが、市が委託の理由の一つとしていた待ち時間の短縮について、ほとんど効果がないことが明らかになりました。特に、市民が一番利用する証明書発行業務の待ち時間が増加となっており、委託後も市民から待ち時間が長いという意見が引き続き寄せられています。委託事業者による待ち時間の調査もサンプルで精密さを欠いており、全体の状況は不明です。また、処理能力についても徐々に向上しているとのことではありますが、派遣会社ゆえの人の入れ替わりによる業務習熟が担保できない懸念は払拭できません。市職員の業務スキルの低下もこれから起こってきます。市民サービス向上と安心して働ける職場環境を確立するため、直営に戻し、市が責任を持って業務に当たるべきです。

さんくす3番館にある消費生活センターを5階に移転し、隣接するパスポートセンターを拡充することについて、審議において多くの問題点が明らかとなりました。現在、さんくす3番館506号室を、消費生活センターとパスポートセンターがバックヤードとして共用していたにもかかわらず、面積案分せず、消費生活センターの予算に計上していたことが明らかになりました。こうした処理は平成30年、パスポートセンターが設置されたときから行われており、当初予算を修正し、再提案するに至りました。

また、パスポートセンターのスペースを拡充することについては、市民から狭隘による不便さなどの声も特段寄せられておらず、パスポートセンターと消費生活センターの利用者数から見ても、さらなる費用をかけて移転、拡充を行う必要はありません。予算の計上に誤りがあったことも踏まえ、両施設の移転・拡充案を一旦取り下げ、再検討すべきです。

介護・障がい福祉分野の人材確保について。

市は喫緊の課題としながら、福祉の仕事の魅力を伝える、次期計画に向けて意見を聞くと従来の姿勢のままで、資格取得などの補助については、実績に合わせて新年度は減額しています。新年度予算の中には、AYA世代がん患者支援や、産後の母親の家事援助など、介護事業所が担うと想定されている事業が盛り込まれていますが、介護職員の不足により派遣できないといった事態も起こりかねません。にもかかわらず、全庁的な課題として捉えられていません。安定的に事業を実施するため、全産業と比べて低い賃金に対し、家賃補助や吹田市保育士サポート給付金と同様の制度をつくること、そのことにより、地域経済の活性化という波及効果も期待できます。いつまでも先送りせず、早急に具体化することを求めます。

J R吹田駅前立体駐車場跡地への保育所の誘致について。

市は待機児童対策のためと言いますが、そもそも当該区域は3歳以上の児童については、吹田第三幼稚園を認定こども園化することをはじめ、他の市有施設等を活用すれば、不足するとしているゼロ歳から2歳の受入れ枠は十分つくることができます。この駐車場跡地は30年の定期借地となることから、今後予想される吹田駅前南側の再々開発と併せて検討することが望ましいと考えます。

何よりも今回の計画については、市の説明に説得力がなく不十分なことにより、隣接する商店街や自治会から安全対策などに対する懸念の声寄せられ、地域を二分する状況になっています。いつものごとく、決まった後に丁寧に説明するという、住民を置き去りにする進める姿勢は改めるべきです。

市内の主要な公園について、魅力向上事業として、江坂公園など3公園で、民間事業者によるPark-PFI制度と指定管理者制度が進められてきましたが、管理運営について、市民から様々な意見、要望が出ています。

今回、紫金山公園では、2027年度から指定管理者制度導入のための予算が計上されました。同公園は、これまで地域の関係者が粘り強く活動し、貴重な自

然と歴史的財産を守ってきた公園であり、その特性を生かし、より市民参加が向上するような取組が求められます。安易な指定管理者制度の導入を改め、今後も市が責任を持って市民と協働で管理運営を行うよう求めます。

東西道路拡幅整備について。

今年度当初予算において、用地取得費用が計上されました。1年が経過しましたが、用地取得はされず、大半の経費は2026年度に繰り越されました。設計方針も決まっていなのに、新年度予算で設計委託費を計上することは理解できません。警察との協議について、交差点形状の検討や安全な信号制御の検討を繰り返し、シミュレーションを重ねているとのことでしたが、いまだにその内容は明らかにされていません。

また、近接の朝日が丘遊園を道路用地として使用することになります。子供たちの貴重な遊び場を侵害することに、地域住民の納得を得られるのでしょうか。道路整備ができるかどうかは、いまだ明確ではなく、旧市民病院跡地の売却に支障を来していることも大問題です。

地域住民への説明も不十分であり、総額で4億7,000万円の多額の費用がかかる事業であるにもかかわらず、スケジュールありきで何の見通しも示せない本事業は中止することを求めます。

北千里駅前地区市街地再開発事業について。

本事業は北千里駅前の地区センターの再生を目標とし、全体事業費545億円のうち、補助金として国と地方公共団体で180億円を支出、その半分の90億円が本市の負担とのことです。

新年度に予定されている都市計画審議会で、市街地再開発事業として決定すれば、当該地区45mの高度制限が適用除外となり、98mのタワーマンションが建ちます。今回計上されている補助金は、都市計画決定以降に、北千里駅前地区市街地再開発準備組合に対して補助されるものです。都市計画決定までには、公聴会の開催や都市計画案の縦覧、意見書提出、さらに都市計画審議会や景観審議会、環境アドバイザー会議などの意見を聞いて、環境影響評価審査会を進めるとのことですが、先日の意見交換会の

状況を見ても、住民への情報提供や理解が十分深まったと言える状況ではありません。経済情勢の激変によって、事業費の大幅な拡大が懸念されます。タワーマンション建設による地域の住環境悪化の懸念などの声に丁寧な説明が求められ、スケジュールありきでこのまま事業を進めることは問題です。

青少年クリエイティブセンターの建て替えと施設再編について。

何のための施設再編か、その理念が不明です。川崎市子ども夢パークのように、子供の権利条例を子供自身が参画してつくり上げ、それが施設づくりや施設運営に反映するという過程を踏むことが本来の姿ではないでしょうか。役所の都合で施設再編が突然持ち出されたことに大きな違和感があります。

また、建て替えとともに、施設の集約化を行う基本構想策定の予算が計上されていますが、大規模修繕から移転建て替えへと突如変更されています。その検討過程も不透明ですが、新たに施設を建設するに当たり、多額の費用がかかることが想定されます。建て替えた場合の費用は明らかにされておらず、計画していた大規模修繕で試算していた約7億円と比較し、将来にわたり、どちらが効率的で効果的な施設再編なのかの検討が行われていません。

以上、今最も市民にとって必要な物価高騰対策が、補正予算で提案されたものにとどまっており、新年度予算では提案されず、支援対象に偏りが生じていること、市民の声を聞かずにスケジュールありきで進めようとしている事業、市民サービスの低下を招いている民間委託、また検討過程が不透明で、唐突な政策提案など、市民不在で市政運営が内向きになっており、市民の暮らしの実態に寄り添わないものとなっています。評価できる事業も冒頭多々述べましたが、基本姿勢に問題がある本予算については反対をいたします。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

(34番井口議員登壇)

○34番 井口直美議員 議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算について意見を申し述べます。

我が会派は、財政調整基金の繰入れと繰戻しによる財政補填が自転車操業状態にあることを度々指摘

し、近年常態化していることを改めるよう要望してきました。今定例会の補正予算及び当初予算を見ても改善されていません。

歳入予算は、個人市民税の増収、地方消費税交付金の増額及び地方交付金の増収により、当初予算においては、財政調整基金の繰入れを抑制することができたと考えています。

歳出予算を見ると、経常経費の縮減に努められたとは思いますが、特段の歳出抑制となる手段を講じられたとは考えられず、人件費や公債費の増額が顕著であることや、今後の補正予算に財源として、財政調整基金の繰入れが昨年並みに発生するのではないかと予想しております。

財政調整基金の当初予算への繰入れ58億9,521万2,000円を行った後の財政調整基金残高は、当初予算編成後19億3,005万6,000円となっており、災害等の緊急事態に備えて、財政調整基金の予算残高は、標準財政規模の5%を確保できていないのが現状です。

令和8年度の当初予算において、提案のとおり財政調整基金の繰入れを行うことは、過去の答弁と大きなそごがあり、これまでの議会御答弁と食い違う現状についても指摘しています。

総合計画に示す持続可能な財政運営の目標とされている指標の実現は可能なのでしょうか。本予算の現状を見ても、財政調整基金の残高目標の達成は不可能な状況であります。経常収支比率の95%に抑えることも、本市が自力で対策を講じて目標達成に取り組む姿勢が、本予算からは感じ取れないことを指摘しておきます。

次に、消費生活センターの予算枠において、サポートセンターの使用が含まれていたことが、委員会質疑の中で明らかになりました。

予算計上方法が適切でない状況であることが分かったにもかかわらず、修正案の提案が予算委員会採決の直前に提案されたため、当該内容について十分な審査を行うことの妨げとなったことについては、今後、このような事態にならないよう強く求めておきます。

JR吹田駅南立体駐車場跡地を活用した保育所誘

致については、当該区域における待機児童対策の必要性は理解するものであります。しかしながら、本件は単なる保育所整備の問題にとどまらず、駅前商店街の中心という極めて価値の高い市有財産の活用という観点を含む重要な政策判断であると考えます。その土地の価値をどのように評価し、将来のまちづくりの中でどのように位置づけていくのかという観点についても、より丁寧な検証が必要であったのではないのでしょうか。

とりわけ30年間という長期にわたり、特定用途で貸し付ける判断を行うのであれば、土地の価値を客観的に把握するための不動産鑑定なども含め、より慎重な検討が望ましかったと考えます。

さらに、当該地はこれまでの商店街活性化の観点から駐車場として整備されてきた経緯があり、地域の将来や商業環境への影響という視点からの議論も、必ずしも十分とは言えなかったように感じています。

総括質疑にて市長からも、商店街の活性化と商店街の未来をどう考えていくのかという課題について御認識いただいているとの答弁がございました。その言葉が決して偽りとならないよう、事業者選定等における加点項目など、当該地の特性や将来性を十分に踏まえた上で慎重に進めることを求めます。

また、陳情や意見、要望書を提出されている地域や商業関係者との意見交換、そして丁寧な説明会を設けるなど、理解を得るための努力を惜しみなく最大限尽くされることを強く求めておきます。

以上、課題を指摘しつつも、本予算には、我が会派が求めてきた子供の習い事費用助成の拡充や、市民サービスに直結する多くの予算が含まれていることから、賛成意見といたします。

○矢野伸一郎議長 3番 五十川議員。

(3番五十川議員登壇)

○3番 五十川有香議員 議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算について、市民と歩む議員の会を代表して、反対の立場で意見を申し上げます。

まずは、新規、拡充等行われる各種事業について、主に以下、申し上げます。

1、児童育成拠点施設の整備については、児童虐待の未然防止や、重層的な家庭支援を十分なものと

するために、仕様書作成に当たっては、改めて他市の現状課題を聴取し、関係機関等とも検討しながら、吹田の子供たちの状況に合った最適な実施内容となることを求めます。

こども基本法第11条の規定では、国や自治体にて子供施策に対して子供の意見を聞き、反映させなければならないとされています。現状のままでは不十分であることから、令和8年度に係る事業のうち、関係する全ての部署において、子供たちへ十分な意見聴取の場を設ける対応を求めます。

2、AYA世代のがん患者への在宅福祉サービス助成など、制度のはざまにある市民への在宅支援のニーズは、各病院との連携はもちろんのこと、支援団体などつながりながら、丁寧な把握とそれに合った対応を求めます。

3、女性支援新法が制定されて2年がたち、ようやく吹田市は、第6次男女共同参画プランの一部を女性支援法に基づく女性支援計画として新たに位置づけた上で、困難な問題を抱える女性の支援に取り組むとのことであり、当該支援に関する施策展開は、人権に関わるとも大切な取組のため、丁寧にニーズを拾い上げていただきたいと思えます。このことが今回の市長の施政方針で触れられなかった点は極めて遺憾ですが、適切な計画、事業となるよう求めます。

4、自転車ヘルメット着用促進事業については、これまでも委員会等で複数の委員から指摘をされていた独自調査やアンケート自体も適切に実施等されておらず、地方自治法第2条第14項の規定より、今回の事業提案における過去の事業の丁寧な分析やエビデンスも試算もない状況で提案するべきではありません。再考を求めます。

5、青少年クリエイティブセンターの再編整備に至っては、やはり検討不足と拙速感が否めません。特定財源として御答弁された面的整備である、国の都市構造再編集集中支援事業をするには、その範囲全体のまちづくりの観点は重要であり、このまま全庁的なオーソライズも得られないまま提案される姿勢は、計画行政としての体を成していないと言わざるを得ません。一度立ち止まり、地域のニーズと財政

的裏づけを精査することが不可欠です。

6、パスポートセンターの拡充及び消費生活センターの移転計画は、十分な待合スペースがないことについて狭隘を解消したいとのことですが、地方自治法が定める最少の経費で最大の効果という大前提を逸脱しており、現状、市民から苦情もなく、十分に機能している施設に対し、照明のLED化や公民館の分館を廃止してその部屋が空くからといった理由をつけて経常経費を増大させる必要がどこにあるのでしょうか。

また、消費生活センターが現在の場所でなければならない理由を述べた御答弁が、同センター開設当時から議会や委員会での議事録に残されていますが、それとは矛盾している発言をされていることに、行政の継続性さえ逸脱された提案であり、現場の十分な検証や職員の意見さえも十分に聞かれていないと言わざるを得ず、非常に遺憾です。

さんくすの賃貸料を継続して払い続けなければいけない何か別の理由があるのではないかと疑わざるを得ません。

さらに、実際の使用状況も確認せず、実態とは異なる予算計上をしていたという不備や誤りを認めながらも、強引に進めようとするその姿勢は、公の組織としていかがなものでしょうか。

まずは、市民に真摯に謝罪し、経常経費が毎年約355万5,000円も増えることが見込まれている本事業は、一旦白紙に戻すべきです。

7、JR吹田駅南立体駐車場跡地を活用した保育所誘致についてです。

当該区域の待機児童対策は既に2年も前から必要であり、同地区内にある吹田第三幼稚園の認定こども園化の活用の可能性は既に1年前から地域の方々から声も届いている中、まだ検討中とのこと、これらを棚上げした状態での当該用地への私立の保育所誘致を提案に至ることは、待機児童対策として、地域の要望等を酌んで十分に検討を尽くされているとは言い難いものです。

また、市は保育所誘致理由の一つとして、地域活性化に寄与すると言いながら、公共施設最適化推進委員会では議論さえされておらず、本当に活性化に

寄与できるのか。委員会の質疑では、地域等からの要望書等にある数々の懸念点は払拭されていない状況です。

私たちが予算委員会で提案をした組替え動議は、当該地区の保育ニーズを棚上げし、先送りするというだけでは決してなく、待機児童対策のための用地確保と同跡地の活用については、地域活性化策や保育所整備に係る対応等について地域の御理解を得られるよう拙速に進めることなく、当該用地の価値について地域の方々の御意見を真摯に受け止めることが全ての始まりだという意味です。

地域住民や商店街関係者が長年培ってきたそれぞれのまちづくりへの思いは決して切り捨てることなく、地域の合意形成を軽視した拙速な判断とならないよう、地域住民との丁寧な対話と熟議を行っていただきますよう強く求め、それまでは拙速に整備を実施するべきではないと申し上げておきます。

8、不登校対策等について。

不登校や登校渋り、教室に入りづらい児童、生徒に御対応していただく校内教育支援教室の居場所サポーター配置の年次計画については、年次計画を組んで人員配置を行うということに大きな違和感を覚えます。人材は宝です。適任者がおられたら、逃すことなく御就任いただけるよう、年次計画の撤廃と配置する時間帯など、柔軟な雇用形態とすべきです。

また、不登校対策の拠点が、本市の南部では不足しているという実態を認識しながら、近くに図書館も公園も体育館もある最適な施設である男女共同参画センターに資産経営室を移転させることにはいまだに納得がいきません。再考を強く求めます。

9、学校施設整備等について。

旧南竹見台小学校跡地の校舎の解体等についてですが、この地区は今後、建て替えが行われるであろう団地や会社の敷地が13ha以上もあり、今後、児童数が増大する可能性が大です。

同様のことは竹見台に限らずニュータウン全体でも言えることです。このようなもったいないことをする前に、本来考えなければならない大切なことを忘れておられると苦言を呈しておきます。

また、公共施設最適化計画等についても、校舎の

建て替えなどの抜本的な対策を後回しにして目を背けていると言わざるを得ません。現状をしっかりと直視すべきであると申し上げておきます。

10、すいたフェスタについてですが、以前の吹田まつりは、吹田の伝統的な文化の継承の役割を果たしていた郷土の祭りであったと言えますが、それとは趣も内容も全く違う、郷土愛などとはかけ離れていて、吹田を代表する祭りとは言えないと申し上げ、私たちに与えられた発言時間が足りませんので、ほかは割愛いたしまして、最後に本市の財政状況について述べます。

自治体における計画行政とは、市民に対する誠実な公約であり、行政の継続性や予測可能性を担保する経営の根幹と言えます。しかし、現状は市の事業決定のプロセスが極めて非民主的であると言わざるを得ません。事業推進の在り方を見直すべきです。

また、年々膨らみ続けている、過去最大となっている予算規模の実態を直視しなければなりません。特に、債務負担行為の激増です。阪口市政時代の2010年度は僅か19件、井上市政は2014年度でも71件でしたが、後藤市長が就任されてから2018年で153件、2022年で220件、今年度は287件、債務負担行為限度額1,629億3,000万円と件数も金額も膨大しています。これらは将来にわたって減らせない支出が増え続け、財政の硬直化を招いているのが本市の実態です。

そして、最も巨額なのが、中学校給食調理等業務の約263億円です。このような巨額の事業を、国や府の補助金も入れずに、今後15年間にわたり、毎年約17億5,000万円以上、全て市民の税金から支払うというのは、これまでに例がなく、事業手法に問題があると言わざるを得ません。

この借金と、基金の切り崩しという貯金の切り崩しに依存していることは明白であり、こういった形については、再検討されることを求めまして、本案に対する意見といたします。

○矢野伸一郎議長 9番 中西議員。

(9番中西議員登壇)

○9番 中西勇太議員 議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算について、吹田党・参政党議員団を

代表して意見を述べます。

本予算案は、実質賃金が伸び悩み、経済の停滞が続く中で物価上昇も重なり、市民生活の負担感が強まる中、限られた財源を、子供たちの育ち、健康、安全、そして地域の持続可能性にどう振り分けるのかが問われる予算であると受け止めております。

まず、評価すべき点を申し上げます。

第1に、学校給食について、質の確保を意識した予算計上がなされている点です。私からの質疑に対し、来年度の賄い材料費は、食材価格の上昇を踏まえ、給食の質の確保の観点から算出されたことが示されました。また、市としても、可能な限り国産や有機野菜を使用し、給食の質の確保に努める考えが示されています。私たちが一貫して求めてきたのは、単に無償化という聞こえのよい制度の枠組みを守るのではなく、子供たちの体をつくり、心を育てる給食本来の目的を守ることです。その方向性が一定示されたことは評価いたします。

第2に、JR吹田駅南立体駐車場跡地活用に関する予算です。現状でも待機児童が発生しており、増加する保育ニーズへの対応の必要性は理解いたします。しかし、この案件は、当該地が商店街の中心にあることから、単に保育施設を整備すればよいという話ではありません。

私からの質疑でも確認してきたように、商店街への影響、当該地の駐車場機能の喪失、歩道の安全確保、自転車や自動車を含む交通安全など、地域への影響を丁寧に見極め、関係者と十分協議し、できる限り理解を得ながら魅力ある商店街づくりにつなげていく必要があります。

目的が正しくても、進め方を誤れば、地域の信頼を損ねます。喫緊の地域課題である保育ニーズの解消と子育て支援を進めつつ、歩行者でにぎわい、安全で地域でお金が回る、地域コミュニティの核となる商店街づくりという大切な目標を両立させることができるよう、部局横断で地域とも連携した対応を行っていただくよう求めます。

次に、慎重な運用と丁寧な説明が必要な論点を申し述べます。

予防接種事業についてですが、令和8年度からR

Sウイルス母子免疫ワクチンを予防接種法に基づくA類の定期予防接種として実施する方針が新しく示されました。

委員会審査の中で詳細に確認しましたが、今回新たに加わるこの予防接種については、生まれてくる赤ちゃんにとって、RSウイルス陽性の下気道疾患の減少は示されていても、その他の下気道疾患は増加し、全ての下気道疾患の減少は示されていないこと、また長期的な影響については説明できないこと、さらに妊婦及び胎児にとって重篤な有害事象である早産や胎児死亡といった事象が既に報告されていることが事実です。

また、委員会審査の中で、私からの確認に対し、令和8年度当初予算には、新型コロナワクチン接種に関する委託料の予算も含まれていることが答弁いただいています。

令和7年12月末時点において、自己負担ありの対象者6万320人のうち、接種された方は3,851人で、この方々の接種率は約6%であることも分かりました。

さらに、令和8年2月24日時点で、健康被害の認定件数が9,451件、死亡一時金、葬祭料に係る認定件数が1,066件と報告されています。薬害の実数は増え続けていること、この数字も報告されているものだけであること、また高額な費用を要する接種に対して期待される費用対効果も著しく低いことについては、これまでも繰り返し説明してまいりました。

こうした中、市民の多くに選ばれなくなっている事業に対し、市の独自負担をこれまでどおり行い、市が今後も独自に接種勧奨を行うようなことにならないよう、令和8年度の北摂各市との覚書締結に当たっては、市としての見解をしっかりと示していただくよう要望いたします。

また、新たな制度や接種事業といった医療行為を市民に提供する以上、行政にはこれまで以上に分かりやすく、リスクや長期成績など分からないことも含め、丁寧で真摯な情報提供が求められます。

対象となる方々が不安なく判断できるよう、利益と不利益の双方を誠実に伝える姿勢を徹底していただきたいと思います。

また、財政運営の在り方についても申し上げます。後藤恭平議員がただしたとおり、一般会計の在り方は、単年度で帳尻を合わせるだけでなく、複数年度で見たときに、市民負担の最小化と財源確保につながっているかが問われます。

水道事業への繰出しの可否、公金管理の在り方、キャッシュフローの改善、前納報奨金制度の再検討など、従来の慣行を前提とせず、金利のある時代にふさわしい合理的な財政運営を不断に研究すべきと考えます。市としては、市民負担を少しでも軽くできる余地がないか、引き続き検証を求めます。

本市の財政運営において重要なのは、その場限りの事業を積み重ねることではなく、何のために行うのか、どのような成果を目指すのか、そして市民の安心と地域の持続性にどうつながるかを明確にすることです。給食の質、保育環境整備の進め方、健康施策における説明責任、そして財政運営の合理性は、今議会を通じて改めて確認させていただいた論点であると考えます。

以上、申し述べましたように、本予算案には、今後の運用や丁寧な検証を要する点もあります。しかし、子供たちの食を守る方向性、子育て環境整備に向けた予算措置など、前に進めるべき内容も含まれております。

よって私たちは、給食は質の確保を最優先に進めること、JR吹田駅南立体駐車場跡地活用は、地域、商店街、交通安全への影響を十分に検証し、合意形成に重きを置いた上で、子育て環境整備と地域商業の持続性、交通安全を両立させる設計を目指すこと、予防接種事業は、市民への真摯で分かりやすい情報提供を徹底すること、そして財政運営においては、市民負担の最小化と合理的な資金管理の観点から不断の見直しを行うこと、これらを強く要望した上で、議案第19号 令和8年度吹田市一般会計予算に賛成いたします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、議案第19号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第19号は原案どおり可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程11 議案第20号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 議案第20号の審査結果等について報告いたします。

本案は、令和8年度国民健康保険特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ335億9,522万7,000円にしようとするものが主な内容であります。

分科会での審査の後、本委員会において本案に対する質問、意見は別段なく、続いて採決しましたところ、賛成者多数で議案第20号を原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

20番 竹村議員。

（20番竹村議員登壇）

○20番 竹村博之議員 議案第20号 2026年度吹田市国民健康保険特別会計予算について、日本共産党吹田市議会議員団を代表して意見を述べます。

2026年度の保険料は、一人世帯収入200万円、所得132万円では3.27%の引上げ、二人世帯では収入300万円、所得202万円では3.48%の引上げとなり、年間所得の18%が保険料となります。生活を応援するための軽減策を講じなければ、そもそも保険料を納められない事態になってしまいます。

統一化になり、保険料について府の方針にがんじ

がらめになっているように見えます。統一保険料としている都道府県は、大阪府と奈良県のみで、それ以外の都道府県では、市の独自の保険料を認めています。

国は、市独自で実施する市民への健康施策、保険料軽減策に補助することを違法とはしていません。よって、保険料を直接減額できないというのであれば、健康増進支援金のような市独自の取組について検討してください。

大阪府は、統一保険料として保険料は強制しながら、納付率が低ければ市町村の責任にして、保険料を引き上げるという仕組みにしています。

統一保険料というなら、本来は大阪府が補填をして、市町村を応援する仕組みをつくり、暮らしを応援し支えるよう、他の市町村と協力して、大阪府に求めるようにしてください。

以上、反対意見といたします。

○矢野伸一郎議長 2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 議案第20号 令和8年度吹田市国民健康保険特別会計予算について、市民と歩む議員の会を代表して反対の立場で意見を申し述べます。

本議案についての意見としては、議案第5号 吹田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論・採決時に述べた意見と同趣旨であると申し述べ、それとは重複を避けて、以下、述べます。

高過ぎると言われている国保料がさらに値上がり、負担増に苦しめられる被保険者皆様に、もっと寄り添い、実情、実態などに応じた支援策を早急に講じることを強く求め、本議案に対する意見とします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、議案第20号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程12 議案第21号から議案第29号までを一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、予算常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。18番 井上議員。

（18番井上議員登壇）

○18番 井上真佐美議員 議案第21号から議案第29号までの審査結果等について報告いたします。

議案第21号は、令和8年度部落有財産特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億5,055万2,000円に、議案第22号は、令和8年度勤労者福祉共済特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,170万7,000円に、議案第23号は、令和8年度介護保険特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ361億1,017万円に、議案第24号は、令和8年度後期高齢者医療特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億2,331万8,000円に、議案第25号は、令和8年度公共用地先行取得特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億4,889万5,000円に、議案第26号は、令和8年度病院事業債管理特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ15億898万1,000円に、議案第27号は、令和8年度母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計予算案であり、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8万5,000円に、議案第28号は、令和8年度水道事業会計予算案であり、収益的収入を85億9,651万2,000円に、収益的支出を81億6,658万6,000円にするとともに、資本的収入を12億7,951万8,000円に、資本的支出を37億5,178万4,000円に、議案第29号は、令和8年度下水道事業会計予算案であり、収益的収入を97億8,486万6,000円に、収益的支出を95億1,423万3,000円にするとともに、資本的収入を54億2,503万2,000円に、資本的支出を75億6,340万円に、それぞれしようとするものが主な内容であります。

各分科会での審査の後、本委員会において、委員からは、水道料金改定を踏まえた市民負担軽減策について質問がありました。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく議案第21号から議案第29号までを原案のとおり承認しました。

以上、報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第21号から議案第29号までを採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第21号から議案第29号までは原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程13 議案第40号を議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、文教市民常任委員会に付託し、御審査願っておりましたので、その結果について委員長から報告を受けることにいたします。4番 西岡議員。

（4番西岡議員登壇）

○4番 西岡友和議員 議案第40号の審査結果等について御報告をいたします。

本案は、藤白台市民ホール指定管理者に吹田市藤白台市民ホール運営委員会を、令和8年4月1日から令和13年3月31日まで指定しようとするものであります。

委員からは、指定管理者候補者選定委員会の意見を受けた市の対応について質問がありました。

本案に対する意見は別段なく、続いて採決しましたところ、全員異議なく、議案第40号を承認しました。

以上で報告を終わります。

○矢野伸一郎議長 報告が終わりました。

委員長報告に対し、質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第40号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は承認であります。委員長報告どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第40号は可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程14 議案第11号及び議案第13号から議案第16号までを一括議題といたします。

本件につきましては、過日の本会議におきまして、理事者の説明がありましたので、ただいまから質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

この際お諮りいたします。本件については委員会付託を省略し、即決いたしたいと存じます。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、本件については委員会付託を省略し、即決することにいたします。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第11号及び議案第13号から議案第16号までを採決いたします。

本件について承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第11号及び議案第13号から議案第16号までは可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程15 議案第41号を議題といたします。

理事者の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま御上程いただきました議案第41号 吹田市副市長の選任につきまして御説明を申し上げます。

追加議案書の5ページを御覧いただきたいと思います。

3月31日付をもって任期満了となります辰谷義明副市長の後任につきましては、引き続き同氏を選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

同氏は、議案書6ページから7ページにかけてお示しをいたしております経歴書にもありますように、昭和55年（1980年）に大阪府に採用されて以来、土木部茨木土木事務所維持管理課長、都市整備部八尾土木事務所所長、同部河川室長及び港湾局長等の要職を歴任され、また平成30年4月からは、本市副市長として立派にその職責を果たされ、今後の本市行政における諸課題につきましても、その卓越した手腕をもって適切に対処することが期待できますことから、本市副市長として最適の方であると考えております。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願い申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 議案第41号 吹田市副市長の選任について市長に質問いたします。

我が会派は一貫して、特別職の選任には、公正性と透明性、さらには幅広い知見をお持ちの有能な人材の確保をする観点で、内外公募を求めてまいりました。

しかしながら、今回もなれ合いお友達人選が行われているのごとく、3期目も同人の選任が行われております。

我が会派は、辰谷副市長が本市の職員、特別職の中でも豊富な知見をお持ちであることと認識しています。ですが、本市にとって辰谷副市長でなければならない特段の理由や選任のプロセスをお示しいただいてはけません。

これから任期4年で、本市は何を成し遂げようとしているのか、公募による幅広い有能な人材を求めなかった理由をお聞かせください。

次に、本市には、懸案事項が存在しています。JR吹田駅再々整備もその一つです。予算常任委員会や分科会でも質疑をいたしました。JR吹田駅の再々整備が一向に進まない理由の一つは、最大地権者である開発ビルの動きが遅い、すなわち社長である辰谷副市長の責任は大きいのではないのでしょうか。筆頭株主である本市にも責任があると、さきの予算常任委員会の総括質疑で市長から答弁を頂きました。辰谷副市長が再度選任されると、開発ビルの社長に再度就くことになると思われ、今までと変わりません。内外より幅広い人材を求めべきです。

市長は、辰谷副市長を3期目も選任されようとしておりますが、開発ビルにおいては、さきの予算常任委員会の総括質疑で、市長は、体制を新しくすることも経営改革の一つだと言われておりました。我が会派は、開発ビルは目に見える形で前に進んでいる姿を見せていただきたいと強く思っております。体制を新しくするという事は、どういったことなのでしょう、お聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 特別職たる副市長には、行政経営上、高い行政資質と経験、人格の高潔さにおいて特段優れており、市政運営方針の目指すところを市長と共に実現できる実務能力と思いを備えていることが必要な条件であると考えております。その選任に当たって、これまでも公募を否定するものではないという考え方を示してまいりました。

その上で、今回の選任に当たっては、引き続き開発ビル株式会社の代表取締役社長として、財務体質の改善や吹田さんくすの老朽化への対応、JR吹田駅周辺のまちづくりなどに、本市との連携の下、取組を進めてまいります。

今後は、専門的な知見を有する人材による新しい経営体制の下で、JR吹田駅前の再整備、駅南口周辺のまちづくりなどに精力的に取り組むべきと考え

ております。

それらを満足できる人材として、高い行政経験値、そしてまちづくりの豊富な実績と知見を持つ辰谷副市長に継続をしていただくことが最適であると考え、今回の提案に至ったものでございます。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 2回目の質問をさせていただきます。

公募については、我が会派は、前任期から要望していただけに残念であります。

先ほどの答弁で、新しい経営体制の下で、JR吹田駅前の再整備、駅南口周辺のまちづくりに取り組むと答弁を頂きましたが、本市としてどのような知見、経験や能力を有した方をお考えなのでしょう。本市の考える人物像をお聞かせください。

また、現在の役員の方は、これまでに経営に当たり、御尽力はいただいていたと理解していますが、当然に役員は結果責任を伴うものであります。JR吹田駅前の再々整備は、市民の関心も高く、本議会でも、これまで多くの同僚議員からも意見、提案がされています。結果を導くために、早々入れ替えをしてでも前に進むべきではないでしょうか。

そこで、役員に入れ替えはいつ頃を想定されるのでしょうか。まさか、適当な時期や適切な時期などと曖昧にして、そのうち考えればよいなどとお考えではないと思いますが、具体的な時期についてお聞かせください。

○矢野伸一郎議長 市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 御質問の専門的な知見を有する人材といたしましては、元市職員が役員に就任する場合の任期は原則65歳までと定める外郭団体の在り方に関する指針に沿った、駅前等の再整備に知見、経験が豊富な人材、また本市の商業発展に貢献していただけのような人材を想定しており、令和8年度内には新たな経営体制に移行するよう促してまいります。

以上でございます。

○矢野伸一郎議長 議事の都合上、しばらく休憩いた

します。

（午前11時58分 休憩）



（午後1時50分 再開）

○矢野伸一郎議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

以上で質疑を終わります。

続いて、議案第41号に対する討論に入ります。意見を受けることにいたします。2番 梶川議員。

（2番梶川議員登壇）

○2番 梶川文代議員 議案第41号 吹田市副市長の選任について意見を申し述べます。

私たち市民と歩む議員の会としましては、大阪府からではなく、国から来ていただくとか、もしくは本市の行財政運営、特に財政運営に詳しい方に、副市長に御就任いただけたらとよいなと思っております。

その理由としては、財源確保として欠かせない国・府支出金、要は国や府からの補助金などのそのほとんどが国が定めている補助率や負担率であることや、大阪府独自の補助金などはほとんどない。また、本市と大阪府のつながりが多いというか、多かったのは福祉の分野であります。財源の移譲なき権限の移譲をたんまりと受けてしまった中核市となって数年、大阪府から派遣されて来られた、来てくれていた方も帰られて、つながりも薄くなったように思います。

加えて、近年、土木分野では、大阪府が非協力であると言わざるを得ない事例もありますが、大阪府から土木に精通した副市長が来ていただいているのに、どうしてなのかという疑問もあります。

そして、何よりも、本市の財政状況を改善させ、より健全にすることが、将来、未来の吹田のために必要だと思います。

以上のような理由から、私たち市民と歩む議員の会としては、副市長という重責を担っていただく方の人選は、安易に3期目も継続というのではなく、熟考されるべきと申し上げ、本議案に反対の意見といたします。

○矢野伸一郎議長 34番 井口議員。

（34番井口議員登壇）

○34番 井口直美議員 議案第41号 吹田市副市長の選任について意見を述べます。

先ほどの質疑で、内外公募をせず、辰谷副市長を選任する理由を伺ったところ、高い行政資質と経験、人格の高潔さが特段優れていて、市政運営方針の目指すところを市長と共に実現できる実務能力を備えているからとお答えになっておりましたが、長年、組織内に身を置く職員に経験があるのは当然であり、行政内には高い行政経験をお持ちの職員は多くいらっしゃるでしょうし、まちづくりに豊富な実績と知見をお持ちの方でしたら、民間の方も多くいらっしゃると思います。これは公募を行わない正当な理由にはなり得ません。

御存じのとおり、近隣では箕面市が昨年4月、副市長を公募した上で、JR西日本で駅ビルの計画や設計などを手がけ、都市整備に明るいと思われる方を副市長として選任しております。公募には何と60名以上の応募があり、選任された副市長と同等、もしくはそれ以上の能力を持つ方が何人もいて、人選に苦慮したと伺っております。

市民感覚では期待できる選任だと思いますが、本市でもそのような、例えば目的を絞った上で内外公募を実施するなど、従来の手法ではなく、大胆な発想で取り組んでほしかったと付け加えさせていただきます。

本市の周辺を見回しますと、JR新大阪駅や千里丘駅、北大阪急行の千里中央駅周辺などの再整備の話題が進んでいます。先ほどの質疑では、筆頭株主の立場である本市を代表する市長から、これまで進んでいないJR駅前の再々整備を目に見える形で進めるために、開発ビルの役員の入替えを含めた新たな経営体制へ進めることを令和8年度中に開発ビルに求めるとの答弁を頂きました。

引き続き、開発ビルの社長であると思われる副市長には、その責任の重さを十分に果たさなければなりません。

当該団体には、市の指針に適合しない状況で役員を務めてきた役員が2名おられます。先ほどの御答弁でありましたように、令和8年度内に指針に沿っ

ていただくよう促していただき、是正がされない場合は、株主としての提案権を行使して新たな経営体制とすることを強く求めます。

以上を踏まえ、我が会派は副市長がそれらの責務を履行してくれることを条件として、本議案に賛成いたします。しかしながら、今後、目立った進展が見られないと判断した場合は、市長の責任を含め、徹底的に追及していくことをお伝えし、極めて厳しく注視していくと申し添えて、本議案に対する意見といたします。

○矢野伸一郎議長 以上で討論を終わり、議案第41号を採決いたします。

本件について同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、議案第41号は同意されました。

ただいま選任に同意されました辰谷義明氏から挨拶を受けることにいたします。

○（辰谷義明氏） 本会議開催中の貴重なお時間を頂戴いたしまして、一言、お礼の御挨拶をさせていただきます。

ただいま副市長選任の御同意を賜りまして、身に余る光栄でございます。厚く御礼申し上げます。

皆様の御厚情にお応えできるよう、市長を補佐して、誰もが安心して健やかで快適に暮らし続けられる吹田を目指して、引き続き各種の施策に全力で邁進する所存でございますので、議員皆様方におかれましても、今後とも御支援、御協力、そして御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

本日は誠にありがとうございます。

（拍手）

○矢野伸一郎議長 午前中の、2番 梶川議員の議案第5号に対する討論の中で、不穏当と思われる発言があったように思われますことから、後刻調査の上、もし該当する部分があれば、会議録作成の際、議長において適当な措置を講じます。

○矢野伸一郎議長 次に、日程16 議案第42号を議題

といたします。

理事者の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま御上程いただきました議案第42号 吹田市教育委員会委員の選任につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の9ページを御覧いただきたいと存じます。

3月29日付をもって任期満了となります谷池雅子教育委員会委員の後任につきましては、引き続き同氏を選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

同氏は、議案書10ページから11ページにかけてお示しいたしております経歴書にもありますように、大阪大学大学院連合小児発達学研究所附属子どものこころの分子統御機構研究センター長や、大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究所教授を歴任されるなど、小児発達学の研究者として活躍され、また令和4年3月からは、本市教育委員会委員として立派にその職責を果たされ、人格、識見ともに本市教育委員会委員として最適の方と考え、御提案申し上げるものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め討論を終わり、議案第42号を採決いたします。

本件について同意いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第42号は同意されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程17 議案第43号を議題

といたします。

理事者の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 ただいま御上程いただきました議案第43号 吹田市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして御説明を申し上げます。

追加議案書の13ページを御覧いただきたいと存じます。

3月29日付をもって任期満了となります田中義久固定資産評価審査委員会委員の後任につきましては、引き続き同氏を選任いたしたく、御提案申し上げるものでございます。

同氏は、議案書14ページにお示しいたしてあります経歴書にもありますように、一級建築士として、昭和63年に田中都市建築事務所を設立されるとともに、大阪府建設工事紛争審査会委員や、公益社団法人大阪府建築士会特任顧問としても御活躍されている方でございます。また、令和2年3月からは本市固定資産評価審査会委員として立派にその職責を果たされ、人格、識見ともに本市固定資産評価審査委員会委員として最適の方と考へ、御提案申し上げるものでございます。

よろしく御審議の上、御同意賜りますようお願いを申し上げます。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、議案第43号を採決いたします。

本件について同意いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、議案第43号は同意されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程18 市会議案第1号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 ただいま上程されました市会議案第1号につきまして、議会運営委員会を代表しまして説明いたします。

市会議案第1号は、令和8年2月9日付で市長から意見を求められました人権擁護委員の推薦に関する意見であります。本市議会の意見は、山西美明氏、廣瀬恵美子氏、浅野龍夫氏、上坂純朗氏、津田郁夫氏につきまして、適任であるとするものであります。

よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第1号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第1号は原案どおり可決されました。

○矢野伸一郎議長 次に、日程19 市会議案第2号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 ただいま上程されました市会議案第2号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第2号は、政府及び国会に対し、非核三原則の堅持を求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第2号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者多数であります。よって、市会議案第2号は原案どおり可決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程20 市会議案第3号を議題といたします。

提案者の説明を求めます。11番 山根議員。

（11番山根議員登壇）

○11番 山根建人議員 ただいま上程されました市会議案第3号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第3号は、政府及び国会に対し、高額療養費制度の自己負担限度額を引き上げないよう求める意見書を提出しようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第3号を採決いたします。

本件について原案どおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立者少数であります。よって、市会議案第3号は否決されました。



○矢野伸一郎議長 次に、日程21 市会議案第4号を

議題といたします。

提案者の説明を求めます。30番 小北議員。

（30番小北議員登壇）

○30番 小北一美議員 ただいま上程されました市会議案第4号につきまして、提案者を代表しまして説明いたします。

市会議案第4号は、アメリカ、イスラエル及びイランにおける武力行使の即時停止と平和的解決を求める決議をしようとするものであります。

別紙の内容につきまして、よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○矢野伸一郎議長 説明が終わりました。

質問を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質問なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。意見を受けることにいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

意見なしと認め、討論を終わり、市会議案第4号を採決いたします。

本件について原案どおり承認いたしましても異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。よって、市会議案第4号は原案どおり可決されました。



○矢野伸一郎議長 以上で、日程は終了いたしました。

閉会に先立ち、市長の挨拶を受けることにいたします。市長。

（市長登壇）

○後藤圭二市長 2月定例会閉会に当たりまして、御挨拶を申し上げます。

今回御提案をいたしました諸議案につきましては、本日追加提案させていただいた人選案件等も含め、多様な議論を経た上で、それぞれに御結論を頂きありがとうございます。

御審議の中で頂きました御意見、御指摘につきましては、今後、市政運営の参考とさせていただきます。

また本日、修正可決されました議案第19号に係る予算につきましては、修正内容を踏まえ、適切に処

理をしましてまいります。

引き続き、さらなる市政発展に向けた議員各位の御活躍を御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

○矢野伸一郎議長 2月定例会を閉じるに当たり、私からも一言お礼を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る2月18日より連日にわたり、本定例会に提案された新年度当初予算案をはじめ、数多くの重要な議案について、様々な視点から、熱心かつ慎重に御審議いただきました。

また、理事者におかれましても円滑な議会運営に御協力を賜り、おかげをもちまして本日、閉会の運びに至りました。ここに厚く御礼を申し上げます。

さて近年、食料品をはじめとした生活必需品の価格の上昇など、物価高騰の影響は依然として、市民生活や地域経済に広く及んでおり、加えて中東情勢の緊迫化に伴うエネルギー価格の上昇も懸念されております。今後も、先行きに不安を抱えている市民のニーズをしっかりと酌み取り、的確できめ細やか

な事業を推進していただきますようお願いいたします。

また、新年度は本市のまちづくりの最上位計画となる第5次総合計画の策定準備に着手する重要な年となります。急速に変化する社会経済情勢や、人口動態を的確に見据え、本市の持続的発展と市民福祉の向上に資する実効性ある計画となるよう、策定の過程において、十分な議論が尽くされることを期待いたします。

最後になりますが、この3月末で退職される職員の皆様におかれましては、よりよいまちづくりや市民福祉の向上のために長きにわたり御尽力いただき誠にありがとうございました。今後の御健勝と、ますますの御活躍をお祈り申し上げますとともに、今後も引き続き、本市のさらなる発展にお力添えをいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の会議を閉じるとともに、2月定例会を閉会いたします。

(午後2時13分 閉会)



地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

吹田市議会議長	矢野伸一郎	
吹田市議会議員	中西勇太	
吹田市議会議員	川田尚	
吹田市議会議員	浜川剛	